

## 「原子力発電所内部情報受付窓口」への通報内容と調査結果

処理番号	H26-1	受付	H26. 8. 11	調査依頼	H26. 9. 11	報告受領	H26. 10. 21
通 報 内 容 (H 2 6 - 1)							
発生等日時	平成 19 年 7 月 16 日	発生等場所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機主排気筒				
<p>○ 中越沖地震の際、東京電力は、7号機主排気筒から放射性的ヨウ素及び粒子状物質が放出されたと公表している。</p> <p>○ この時、7号機主排気筒の放射線モニタの指示値が上昇しているが、東京電力は「単発的・継続性なし」と評価し、「有意な変化はありません」と公表している。</p> <p>○ 主排気筒の放射線モニタでは希ガスを測定しており、東京電力は希ガスの放出を隠蔽している。</p> <p>○ このような隠蔽体質の東京電力に、原子炉の運転を任せても良いのか。</p>							

調 査 内 容
<p>○ 「7号機主排気筒からの放射性ヨウ素及び粒子状物質の放出に関する公表について」</p> <p>7号機主排気筒からのヨウ素等の放出に対する測定結果については、同年7月17日、19日、20日、21日、22日、23日、24日において公表しております。</p> <p>地震発生に鑑み実施した平成19年7月17日の主排気筒のフィルタ測定において、7号機より放射性ヨウ素（ヨウ素131、ヨウ素133、ヨウ素135）および粒子状放射性物質（クロム51、コバルト60）が検出されております。また、同年7月18日の測定においても、放射性ヨウ素（ヨウ素131、ヨウ素133）が検出されております。</p> <p>この原因は、原子炉の自動停止後の操作過程において、タービンランド蒸気排風機の停止操作が遅れたため、復水器内に滞留していたヨウ素と粒子状放射性物質がタービンランド蒸気排風機により吸引され、排気筒を経て放出されたことによるものです。</p> <p>その後、同年7月19日から7月23日までの期間、毎日の測定において、放射性物質は検出されませんでした。</p> <p>なお、7号機主排気筒より放出された放射エネルギーについて評価した結果、放射性ヨウ素は約<math>4 \times 10^8</math>Bq、粒子状放射性物質は約<math>2 \times 10^6</math>Bqでした。</p> <p>放出された放射エネルギーから計算した一般公衆の受ける線量についても、放射性ヨウ素が約<math>2 \times 10^{-7}</math>mSv、粒子状放射性物質が約<math>7 \times 10^{-10}</math>mSvでしたが、一般公衆の線量限度（1mSv）や自然界から1年間に受ける放射線量（2.4mSv）よりも十分に低い値でした。</p> <p>○ 「放射線モニタの指示値に関する公表について」</p> <p>7号機主排気筒放射線モニタの指示値については、平成19年7月17日、19日に、主排気筒のフィルタ測定に関する内容をお知らせした際に、「排気筒放射線モニタ」のチャートにおいて若干の指示値の上昇は</p>

見られましたが、原子炉で発生する希ガスの処理を行う気体廃棄物処理系除湿冷却器出口の放射線モニタの指示値は十分低下しており、プラント停止後の高感度オフガスモニタの指示値は運転時と同様、低い値であったことから、有意な変化がないことを公表しております。

なお、希ガスの主たる発生源である燃料棒については、原子炉水の放射能測定データに有意な変化がなかったことから、放射性物質の漏えいがないことを平成19年7月19日にあわせて公表しております。

また、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17」および「電気関係報告規則第3条」にもとづく報告の一環として、地震発生当時のプラント状況を示す主要なデータについて取り纏め、同年8月10日に経済産業大臣へ提出しており、本報告には、「排気筒放射線モニタ」のチャートも含まれています。

7号機主排気筒において、希ガスは検出限界値以下であり、希ガスの放出は無いと評価しております。

#### <希ガスの放出は無いと評価した理由>

希ガスの測定では、国が定めた指針<sup>\*</sup>に準じ排気筒モニタにより監視をし、放出の有無は同モニタ指示の有意な上昇の有無により判断しています。

また、モニタ指示の有意な上昇については、放射線計数の統計的な変動や測定系の周囲条件の変動等を考慮した管理値を設け、2系統あるモニタ指示が同時にかつ継続的に管理値を超えた場合としております。

上記について、発電所周辺放射線監視用データ収集・処理装置（以下、「環境ミニコン」）ならびに社内の管理要領に反映し、管理をしております。

平成19年7月16日のデータについて、平成19年7月16日から17日にかけて地震の影響により環境ミニコンによるデータ収集が中断したため、平成19年7月23日にデータを収集し詳細な解析を行いました。

その結果、2系統あるモニタ指示が同時に管理値を超える記録が確認されましたが、単発的に2回確認されたのみで継続しない状況にあり、有意な上昇ではないと判断し、手順に従い、平成19年7月24日に「希ガス放出無し」としております。

さらに、7号機主排気筒からは、ヨウ素および粒子状放射性物質の放出が継続していたことが確認されていたことも踏まえ、単発的に管理値を超えた事象は、希ガス放出以外の変動要因によるものと考えました。

※発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（平成13年3月29日、原子力安全委員会一部改訂）

#### ○「希ガスの放出を隠蔽について」

平成19年8月8日、安全協定に基づく自治体（新潟県、柏崎市、刈羽村）の月例確認が行われており、主排気筒放射線モニタの指示値上昇に関する評価については、「単発的・継続性なし」で「有意な変化はありません」と、説明しており、隠蔽した事実はありません。

なお、平成19年7月17日、19日に、主排気筒放射線モニタの指示値に有意な変化がないことを公表した後の取り組みとして、平成19年7月23日に詳細な解析を行い、平成19年7月24日に「希ガス放出無し」と判断したことについては、公表しておりませんでした。

○「今後の取り組み」

放射性物質の放出に対する測定結果の公表におきましては、社会的な関心を踏まえ、2系統ある放射線モニタの指示値が同時に管理値を超えるような変化を確認した場合には、たとえ単発的な発生であってもまずは事象の発生をお知らせしたうえで、その後、希ガス放出によるものか或いは、それ以外の要因によるものかをプラントの運転状態を勘案して事実関係を整理し、評価や判断の根拠等について、あらためて社会の皆さまに丁寧にご説明するよう改善いたします。

とりわけプラントが自動停止した場合等のイレギュラーな状況においては、広く社会の皆さまへご心配をお掛けしていることに鑑み、上記のような社会的関心のある事象が発生した際には、各段階（事象の発生、原因調査の結果、再発防止対策の方針等）について分かりやすくお伝えするように継続して努めてまいります。